

部会に属すべき委員及び臨時委員の承認について

標記につきましては、「社会保険医療協議会令第一条第3項」の規定により、「地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、会長が指名する。」とされています。

このため、今回の改選により、10月1日付で委嘱されました当医療協議会の委員・臨時委員の方々の属すべき部会については、以下のとおりとさせていただきたいと考えています。

つきましては、別紙に承認の可否について記載の上、ご返信いただきますようお願いします。

【関係法令】

社会保険医療協議会令(平成十八年十二月六日政令第三百七十三号)

(部会)

第一条

(中略)

3 地方協議会の部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、地方協議会の承認を経て、
会長が指名する。

(以下略)

令和7年10月1日に委嘱された委員・臨時委員が属すべき部会(案)

(注)氏名欄の右欄の「☆印」は委員を、「無印」は臨時委員を表しています。

代表区分		氏名		⇒	属すべき部会
支払側	保険者代表	すずきとしひこ 鈴木俊彦			
診療側	医師代表	ませけんたろう 間瀬憲多朗		⇒	茨城部会
	薬剤師代表	いしつかひろき 石塚博己			
	公益	すみともみ 角智美			
支払側	保険者代表	むらかみひろし 村上浩	☆	⇒	栃木部会
診療側	医師代表	よだゆうすけ 依田祐輔	☆		
	薬剤師代表	しかむらよしあき 鹿村恵明			
公益		ましこたかのり 増子孝徳	☆	⇒	群馬部会
支払側	事業主代表	まつのたかひろ 松野隆宏			
診療側	歯科医師代表	たかはしつとむ 高橋勉			
	薬剤師代表	はらあやこ 原文子		⇒	埼玉部会
公益		なかじまたかし 中島高志			
		こんゆきえ 紺由紀恵	☆		
支払側	被保険者代表	やまさきおさむ 山崎修		⇒	埼玉部会
診療側	歯科医師代表	でうらけいこ 出浦恵子			
	薬剤師代表	さいたまさひろ 齊田征弘			

支払側	保険者代表	さわいけんいち 澤井謙一	⇒	千葉部会
	事業主代表	いまいとしひこ 今井利彦		
診療側	歯科医師代表	すざきみつる 洲崎満	⇒	東京部会
	公益	わたなべきぬよ 渡辺絹代		
支払側	被保険者代表	あらたあつし 新敦	⇒	神奈川部会
	事業主代表	いまいとしひろ 今井敏弘		
診療側	医師代表	しょうじてるあき 莊司輝昭	⇒	新潟部会
	薬剤師代表	たかはしまさお 高橋正夫		
公益		なかやままさお 中山正雄		
支払側	保険者代表	しのはらまさやす 篠原正泰	⇒	山梨部会
	事業主代表	いでたかお 井出隆夫		
診療側	医師代表	いしいたかし 石井貴士	⇒	長野部会
	薬剤師代表	さとうかつや 佐藤克哉		
公益		くにしげまさお 國重正雄		
支払側	事業主代表	あきやままさき 秋山正樹		
診療側	歯科医師代表	わたなべひろし 渡邊大		
公益		いのともひこ 伊野智彦	☆	
支払側	被保険者代表	さとうよしおみ 佐藤佳臣		
診療側	歯科医師代表	たんざわとしき 丹澤俊樹	⇒	
	薬剤師代表	たけかわまさひろ 竹川雅博		
公益		かめやまみちよ 龜山倫世	☆	
支払側	保険者代表	しみずあきら 清水昭	⇒	
	事業主代表	おくやまさとし 奥山哲		
診療側	歯科医師代表	ふじもりしんや 藤森伸也		
公益		とみながゆうこ 富永裕子		

敬称略

◆10月1日付で委嘱された委員のうち「総会のみ」に参画する委員。

代表区分		氏名
支払側	被保険者代表	すがいさちこ 須貝幸子
診療側	薬剤師代表	おぎのこういち 荻野構一

敬称略